

## 4 設置者による自主測定結果

基準適用施設の設置者には、法により、年1回以上のダイオキシン類の測定とその結果の報告が義務づけられています。

事業者から報告されたダイオキシン類の自主測定結果については、次のとおりです。

### ① 排出ガス

廃棄物焼却炉等からの排出ガス中のダイオキシン類濃度の値は、0～4.9ng-TEQ/m<sup>3</sup>N の範囲内にあり、すべて排出基準値を下回りました。

### ② 排出水

水質基準対象施設からの排出水中に含まれるダイオキシン類濃度は、0.00032～0.4pg-TEQ/lの範囲内であり、すべて排出基準値を下回りました。

### ③ 廃棄物焼却炉に係るばいじん等

廃棄物焼却炉から排出されるばいじん等のダイオキシン類濃度は、0～1.8ng-TEQ/g の範囲内であり、すべて処理基準値を下回りました。

表8-4(1) ダイオキシン類に係る排出ガスの自主測定状況

(平成22年度)

区分	対象事業場数	対象施設数	測定対象煙突数 A	測定報告煙突数 B	測定未報告口数	測定実施率 (B/A)%	不適合口数
廃棄物焼却炉	22	31	26	26	0	100	0
その他の施設	2	5	5	5	0	100	0
合計	24(23)	36	31	31	0	100	0

※ ひとつの事業場で区分の異なる複数の施設を有している場合、それを計上しているが、合計欄の( )内には、重複している事業場を除いた数を示している。

※ 測定対象煙突数は、ダイオキシン類に係る排出ガスの測定を実施すべき煙突の数。(平成22年度休止中であった4施設については除外。)

表8-4(2) ダイオキシン類に係る排出水の自主測定状況

(平成22年度)

区分	対象事業場数	対象施設数	測定対象排出口数 A	測定報告排出口数 B	測定未報告口数	測定実施率 (B/A)%	基準不適合口数
廃棄物焼却炉の排ガス洗浄施設	9	24	9	9	0	100	0
その他の施設	3	10	1	1	0	100	0
合計	12(10)	34	10	10	0	100	0

※ ひとつの事業場で区分の異なる複数の施設を有している場合、それを計上しているが、合計欄の( )内には、重複している事業場を除いた数。

※ 測定対象排出口数は、ダイオキシン類に係る排出水の測定を実施すべき排出口の数。

表8-4(3) ダイオキシン類に係るばいじん等の自主測定状況

(平成22年度)

区分	対象事業場数 A	測定報告事業所数 B	測定未報告事業所数	測定実施率 (B/A)%	基準不適合数
廃棄物焼却炉	16	16	0	100	0

※ 平成22年度休止中(無稼動)であった4施設については除外。

## 5 法令に基づく届出状況

法により、事業者がダイオキシン類発生施設の設置、変更や廃止等する場合には、届出が義務づけられています。

平成22年度末現在、事業場からの届出状況は次のとおりです。

### (1) ダイオキシン類排出ガスに係る特定施設（表8-5(1)）

法に基づく排出ガスに係る特定施設数は、36施設（23事業場）となっています。

### (2) ダイオキシン類排出水に係る特定施設（表8-5(2)）

法に基づく排出水に係る特定施設数は、34施設（10事業場）となっています。

表8-5(1)  
ダイオキシン類排出ガス施設設置状  
(平成22年度)

番号	施設名	施設数
1	焼結鉱の製造用 焼結炉	0
2	製鋼の用 電気炉	0
3	亜鉛回収用 培焼炉	1
	亜鉛回収用 焼結炉	1
	亜鉛回収用 溶鉱炉	0
	亜鉛回収用 溶解炉	2
	亜鉛回収用 乾燥炉	0
4	アルミニウム合金製造用 培焼炉	0
	アルミニウム合金製造用 溶解炉	1
	アルミニウム合金製造用 乾燥炉	0
5	廃棄物焼却炉	31
施設合計		36
届出工場等数		23

(備考) 施設番号は、ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第一による。

表8-5(2)  
ダイオキシン類排出水に係る特定施設の届出状況  
(平成22年度)

番号	施設名	施設数
1	硫酸塩パルプ又は亜硫酸パルプ製造用塩素又は塩素化合物による漂白施設	0
2	カーバイド法アセチレン製造用アセチレン洗浄施設	0
3	硫酸カリウム製造用 廃ガス洗浄施設	0
4	アルミナ繊維製造用 廃ガス洗浄施設	0
5	担体付き触媒製造用 廃ガス洗浄施設	0
6	塩化ビニルモノマー製造用二塩化エチレン洗浄施設	0
7	カプロラクタム製造用 硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	0
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼン製造用水洗施設、廃ガス洗浄施設	2
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造用ろ過施設、乾燥施設、廃ガス洗浄施設	0
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノン製造用ろ過施設、廃ガス洗浄施設	0
11	ジオキサンバイオレット製造用ニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設等	0
12	アルミニウム合金製造用培焼炉等のガスの廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	0
13	亜鉛回収用精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	6
14	担体付き触媒からの金属回収用ろ過施設、精製施設、廃ガス洗浄施設	0
15	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、灰の貯留施設	24
16	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設等	0
17	フロン類破壊用プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	0
18	下水道終末処理施設	1
19	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	1
施設合計		34
届出工場等数		10

(備考) 施設番号は、ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二による。

## 6 工場等立入検査

本市では、法及び福島県生活環境の保全等に関する条例に規定する特定施設等を設置している事業場の排出ガス及び排出水等を検査し、基準の遵守状況を確認しています。

検査結果は表8-6のとおりで、全事業場（施設）の排出ガス及び排出水に含まれるダイオキシン類の濃度は、排出基準を下回っていました。

表8-6 ダイオキシン類発生源調査結果

（単位：排出ガスng-TEQ/m<sup>3</sup>N、排出水pg-TEQ/l）

調査区分	事業場名称（検査対象）	調査年月日	調査結果	排出基準
排出ガス	いわき市南部衛生センター	H22.9.29	2.4	10
	いわき市南部清掃センター（2号焼却炉）	H22.11.24	0	0.1
排出水	株クレハ生産本部いわき事業所 総合排水	H22.10.1	0.30	10
	日本製紙株勿来工場	H22.10.1	0.027	
	小野町一般廃棄物最終処理場（最終排水口）	H22.6.22	0.0034	
		H23.2.2	0.049	

（備考）小野町一般廃棄物最終処分場最終排水口放流水の基準値は、「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成12年1月14日総理府・厚生省令第2号）」に基づく維持管理基準値。

## 7 内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）の概況

人や野生生物の内分泌作用を攪乱し、生殖機能阻害、悪性腫瘍等を引き起こす可能性のある内分泌攪乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）については、科学的に未解明な点が多く残されていますが、これら物質が世代を越えて深刻な影響をもたらすおそれがあることから、環境中の濃度の実態把握ため、平成11年度から平成19年度まで調査を行いました。

大気及び水質について調査をした結果、複数の物質について検出が確認されたが、濃度については、環境省が行った全国調査結果の範囲内でした。

## 8 PCB 保管庫調査

昭和59年10月国鉄（当時）常磐線草野駅の構内において、停車中の貨物車両からポリ塩化ビフェニル（PCB）が漏洩する事故が発生しました。

PCBが付着した土壌、枕木等のPCB汚染物は、現在、久之浜町金ヶ沢小浜地内の東日本旅客鉄道株式会社のPCB保管庫で保管されています。

本市ではこれら汚染土壌等について、保管状況及びPCB漏洩の有無を確認するため、年1回保管庫の検査孔から土壌を採取し、漏洩状況の調査を行っています。

調査結果は昭和60年の調査開始以来、土壌からのPCB検出はありません。

なお、PCB汚染物については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、平成28年7月14日までに完全処理することとされています。

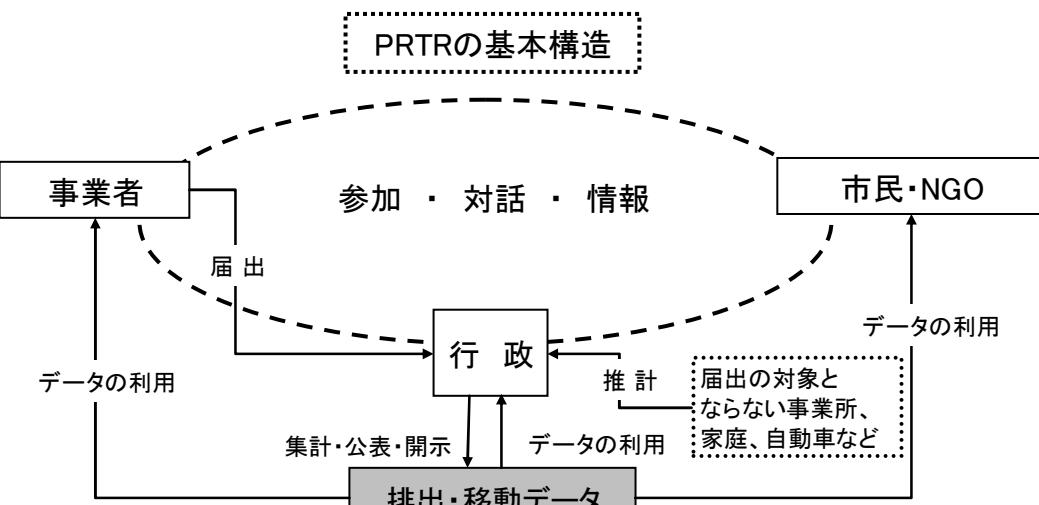
## 9 化学物質（PRTR対象物質）の排出状況

有害性のある様々な化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的として、平成11年7月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」が制定されました。

### PRTR(Pollutant Release and Transfer Register: 化学物質排出移動量届出制度)とは

有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みです。

対象としてリストアップされた化学物質（第一種指定化学物質354物質）を一定量以上、製造・使用している事業者は、環境中に排出した量と廃棄物や下水として事業所の外へ移動させた量とを自ら把握し、翌年度に行政機関へ届け出ます（本市の場合、福島県が届出業務を実施）。行政機関は、そのデータを整理し集計し、また、家庭や農地、自動車などから排出されている対象化学物質の量を推計して、2つのデータを併せて公表します。



平成22年度に公表された「化学物質の排出量・移動量等のデータ」によると、平成21年度実績の届出があった市内事業所数は185であり、これら事業所からの届出排出量・移動量の合計は4,780トンでした。

移動量・排出量が多い業種は図8-10-1のとおりで、最も排出量が多い業種は窯業・土石製品製造業で、最も移動量が多い業種は化学工業となっています。

また、市内の届出排出量・移動量の推移は図8-10-2のとおりで、前年度と比較すると移動量・排出量ともには減少しています。

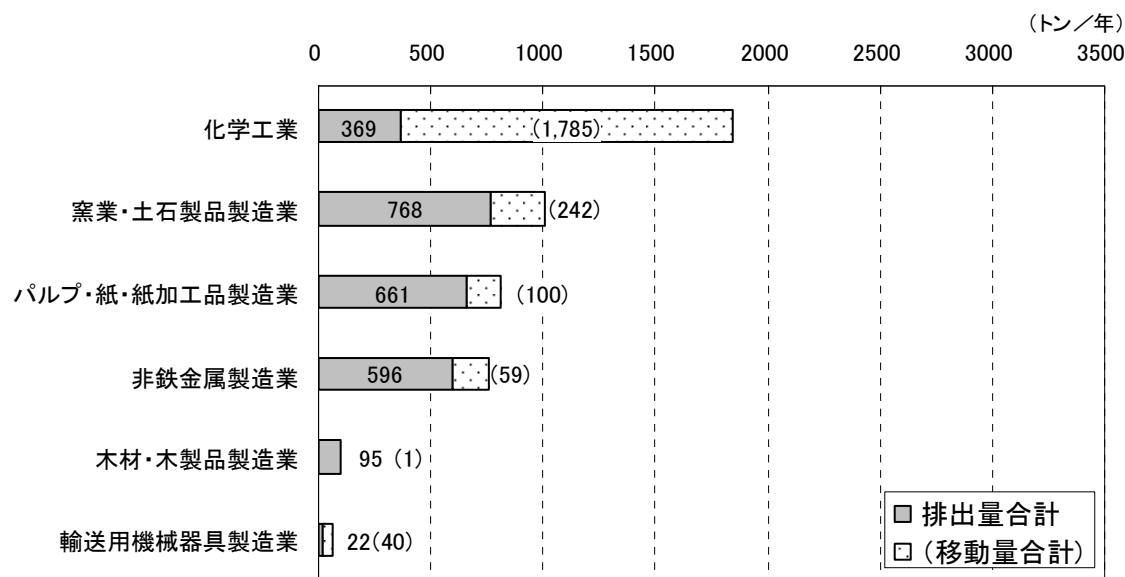


図8-10-1 平成21年度分 市内の業種別 排出量・移動量  
(排出量・移動量合計が年間計50トン以上の業種を記載)

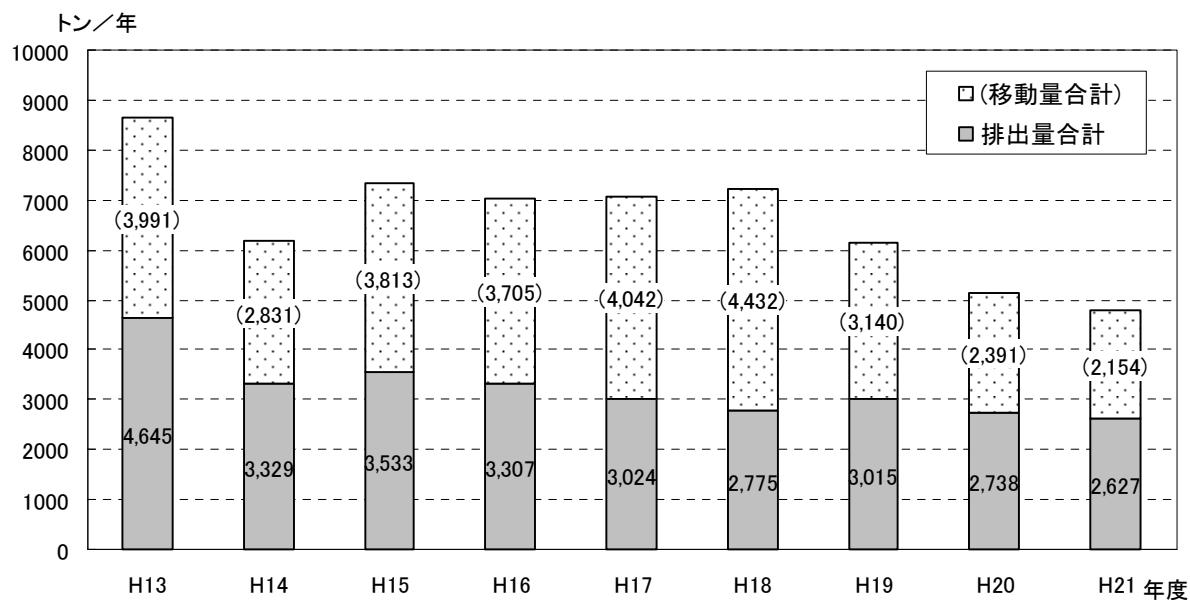


図8-10-2 市内の届出排出量・移動量の経年変化